



鳥取県公報

平成 25 年 11 月 15 日(金)
第 8 5 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (815) (森林づくり推進課) 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (816) (会計指導課) 2
	開発行為に関する工事の完了 (817) (西部総合事務所生活環境局) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (818) (東部福祉保健事務所) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (819) (〃) 3
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (820) (鳥取県土整備事務所) 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (28) (教育総務課) 3

告 示

鳥取県告示第815号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町浜村字西濱782の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する）

鳥取県告示第816号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成25年11月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成25年11月15日	八頭郡八頭町北山93-6	株式会社鳥取銀行八東出張所
	西伯郡伯耆町岸本60-6	株式会社鳥取銀行岸本出張所

鳥取県告示第817号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年11月15日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 開発許可の年月日及び番号

平成25年10月4日 鳥取県指令第201300108011号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市新屋町字岡一ツ家灘

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原八丁目10-40

杉山 智

鳥取県告示第818号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年11月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取市	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	平成25年11月1日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第819号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年11月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取市	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	平成25年11月1日	介護予防訪問リハビリテーション

鳥取県告示第820号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月15日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市伏野字砂浜2301、2300-1（3,613平方メートル）	砂（9,228立方メートル）	平成25年10月4日から平成26年9月29日まで	平成25年10月4日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第28号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年11月15日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成25年11月18日（月）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成25年度末公立学校教職員人事異動方針について
 - (2) その他